

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
第二条（略）		第二条（略）	
事務	市町	事務	市町
<p>二十の二（略）</p> <p>(1) (12)（略）</p> <p>(13) 法第九条第七項の規定による欠格事項に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当した場合の届出の受付</p> <p>(14) (33)（略）</p> <p>(34) 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除（知事が指定した区域に係るものを除く。(35)から(40)まで及び(43)において同じ。)</p> <p>(46) 法第二十一条の二第二項の規定による事故時における届出の受付（特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。(47)において同じ。)</p> <p>(47) (51)（略）</p> <p>(52) (1)から(51)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（坂町及び安芸太田町については、(42)に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。)</p>	<p>二十の二（略）</p> <p>(1) (12)（略）</p> <p>(13) (32)（略）</p> <p>(33) 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除（知事が指定した区域に係るものを除く。(34)から(39)まで及び(42)において同じ。)</p> <p>(44) (44)（略）</p> <p>(45) 法第二十一条の二第二項の規定による事故時における届出の受付（特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。(46)において同じ。)</p> <p>(46) (50)（略）</p> <p>(51) (1)から(50)までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（坂町及び安芸太田町については、(41)に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。)</p>
<p>二十五（略）</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、</p> <p>第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、</p> <p>第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、</p> <p>第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(3)、</p>		<p>二十五（略）</p> <p>第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、</p> <p>第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、</p> <p>第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、</p> <p>第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(3)、</p>	

(5)及び(14)から(17)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(32)から(34)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勸告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(18)、(25)、(28)、(29)、(34)及び(35)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(11)及び(14)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

(略)

(5)及び(14)から(17)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(32)から(34)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勸告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(13)、(14)、(18)、(20)、(23)、(25)、(39)、(42)及び(46)、第二十一号(11)、(12)、(18)、(25)、(28)、(29)、(34)及び(35)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(11)及び(14)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

(略)